

周南市地域がつながる子どもの居場所づくり支援補助金



地域がつながる子どもの居場所づくりを推進し、全ての子どもが将来に希望をもって健やかに成長できるまちづくりをめざして、食事の提供を通じて地域住民と子どもが交流し、学習・遊びの体験をすることができる場所を運営する団体を補助する制度です。

こども食堂



要件① 申請できるのは？

以下の要件をすべて満たす団体です。

1. 市内に主たる活動場所があること。
2. 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
3. 政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。
4. 活動内容が公の秩序又は善良な風俗に反するものでないこと。
5. 山口県子ども食堂登録簿に登録されている、又は登録を申請中であること。

要件② どんな活動が補助対象？

以下の要件をすべて満たす活動です。

1. 子どもの居場所づくり活動を市内で実施すること。
2. 年3回以上開催すること。
3. 食事の提供をすること。
4. 営利を目的としないこと。
5. 責任者を配置し、食中毒、食物アレルギー、防犯、防災等安心安全な事業運営に配慮すること。
6. 参加者の様子を見守り、必要に応じて市と連携できること。
7. 開設準備費の補助を受ける場合は、3年以上継続して運営する意思があること。

要件③ 補助対象になる経費は？

- 開設準備費…工事請負費、修繕費、備品購入費、その他の開設準備経費
- 運営費…報償費、消耗品費、教材費、食材料費等 ※内容の一例は裏面に記載しています。

★ 申請について

次世代政策課まで、以下の書類を提出してください。

申請前の事前相談をお受けいたします。気軽にご相談ください！

1. 補助金等交付申請書
2. 団体に関する書類(会則、規約、定款など)
3. 補助事業計画書
4. 開設準備経費計画書(開設準備費の補助を申請する場合のみ)
5. 運営経費計画書(運営費の補助を申請する場合のみ)

裏面に詳細があるよ！



▼ 対象経費について(内容は、一例です)

補助対象経費		内容
開設準備費	工事請負費、修繕料	キッチンの修理、スロープの設置等、活動場所の環境整備に係る費用等
	備品購入費	調理家電等、補助事業で使用する、単価が1万円以上のもの(例:冷蔵庫、炊飯器、机等)
	その他開設準備に必要と認められる経費	看板、のぼり、調理器具等複数回の開催で使用するもの
運営費	報償費	講習会の講師に対する謝礼等 ※スタッフ経費は対象外
	消耗品費、教材費、食材料費	紙、プリンターインク、教材、食材等、補助事業で使用する、単価が1万円未満のもの
	印刷製本費	コピー代、パンフレットやチラシ印刷、写真現像等
	通信運搬費	郵便料、電話料等
	保険料	損害保険の保険料等
	会場使用料、賃借料、光熱水費	活動場所の使用に係る経費、物品の借上げ、光熱水費等

▼ 補助額

補助対象経費	補助額
開設準備費	100,000円を上限額とする。(開設年度に限る)
運営費	実施1回につき10,000円。ただし、年間100,000円を上限額とする。

- それぞれ実支出額が上記の補助額を下回った場合は減額します。
- 算定した補助額に千円未満の端数がある場合、切り捨てます。

▼ 事業期間について

毎年度 4月1日から翌 3月31日の間で、準備や片付け、収支を含む全ての活動を行う期間を事業期間とします。申請した事業期間外の活動は補助対象に含まれません。

▼ 補助金交付の基本的な流れ

補助金申請者(事業を行う団体)	周南市
1. 交付申請を行う(4月1日から)	2. 提出された申請書及びその他の書類を受理、審査し、 <u>交付決定を通知する</u>
3. 事業を実施する。 事業完了後、 <u>実績報告</u> を行う	
5. 確定通知書を受領後、補助金の交付請求を行う。(3月31日までに)	4. 提出された実績報告を受理、審査し、 <u>交付額の確定を行い通知する</u>
7. 補助金を受け取る。	6. 補助金を交付する。

※補助金の交付には、市会計課に団体の情報の登録が必要です。交付申請の際に確認させていただきます。

※事業期間や補助額が変わる場合、速やかに変更申請をする必要があります。分かった時点でご連絡ください。

※実績報告時に、対象経費の領収書が必要です。収支の証拠書類は確実に保管するようにしましょう。又、開催に関する経費と分かるように支訳しましょう。

◆連絡先◆ 周南市 こども・福祉部 こども局 次世代政策課 企画担当
 TEL:0834-22-8827 FAX:0834-22-8351
 Mail:jisedai@city.shunan.lg.jp
 市ホームページにも詳細を掲載していますので、ご覧ください。